

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

### 1 施設の概要

(1) 名称	米子勤労者体育センター
(2) 所在地	米子市尾高2347番地1
(3) 構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート 地上1階建て
(4) 敷地面積	1,993平方メートル
(5) 建築面積	1,017平方メートル
(6) 開館日	昭和53年3月20日
(7) 主な施設内容	体育館、事務室、器具庫、放送設備（一式）、温水シャワー（一台） 駐車場（約10台収容）等
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	中小企業に働く勤労者のための体育施設を充実し、もって勤労者の雇用の安定に資することを目的とする。 市の総合計画では、労働条件の改善と福利厚生の実現を図るため、勤労者福祉施設の利用促進を推進することとしている。
(9) 施設の現状	センターは、勤労者のためのスポーツ活動の拠点として、多くの市民や各種団体に活用されている。
(10) 施設の運営状況（平成28年度）の概要	ア 利用許可件数 1,071件 イ 利用者数 12,188人 ウ 利用料金収入額 1,278千円 エ 主な自主事業 なし

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

### (3) 管理業務の処理体制

- ・事業所長 1名（兼務）
- ・支配人 1名（兼務）
- ・総務担当 1名（兼務）
- ・接客担当 1名（兼務）

### (4) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び利用料収入によって賄う。